

子障第850号  
令和4年11月9日

指定障害福祉サービス事業者 様

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長

訓練・作業室に係る取扱いについて（通知）

みだしのことについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、今後の取扱いについては、ご留意願います。

なお、本通知による取扱いについては、令和4年12月1日以降の適用とし、令和4年11月30日において現に存する指定障害福祉サービス事業所に対して改めて適用するものではありません（新規指定・変更等がある際に適用されるものです）。

記

1 対象サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

2 訓練・作業室の面積

訓練・作業室における設備の基準のうち「訓練又は作業に支障がない広さ」については、利用定員1人あたり3平方メートル以上とする。

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課 事業指導支援班  
TEL：098-866-2190  
FAX：098-866-6916